

有料老人ホームの紹介手数料、指導指針を改正 厚労省

- ・難病や末期がんなどの高齢患者の紹介を受けた一部の有料老人ホームが、高齢者向け住まいの紹介事業者が高額な紹介手数料を支払っていた問題を受け、厚生労働省は有料老人ホームの設置運営標準指導指針を6日に改正し、高額な手数料の設定を行わないこととする内容の通知を都道府県などに出した。各都道府県が指導指針を定めている場合は、新たな標準指導指針を参考に速やかに改正するよう求めている。
- ・難病や末期がんなどの高齢患者を対象とする一部の有料老人ホームでは、入居者の状態にかかわらず訪問看護の日数や実施時間などを一律に定めて過剰に訪問し、診療報酬を不正請求しているという指摘があった。そうした有料老人ホームでは、紹介事業者から難病や末期がんなどの高齢患者の紹介を受けた場合に、1人当たり最高150万円というように高額な紹介手数料を支払っていたとされる。
- ・この問題を受け、厚労省は入居希望者の紹介に関する委託契約などを有料老人ホームが紹介事業者と締結する際の留意事項を標準指導指針に定めた。
- ・それによると、紹介手数料を設定する際は、入居希望者が必要とする医療や介護の状況などに応じて高額な紹介手数料を設定しないこととしており、紹介事業者からそのような手数料設定を求められても応じてはならないとした。
- ・一般的な入居者の月額利用料などに比べて高額な手数料を紹介事業者に支払う代わりに、難病や末期がんの患者など特定の入居希望者の紹介も求めてはならないとした。
- ・また、高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届け出を行い、行動指針を順守している紹介事業者を選ぶことが望ましいとした。その上で委託契約をする際は、紹介事業者が入居希望者に提供するサービス内容や紹介手数料の有無・金額をあらかじめ把握するよう呼び掛けている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○高齢者向け住まいについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index_00003.html

○有料老人ホームの設置運営標準指導指針について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001347957.pdf>

